

令和8年度林業種苗生産事業者講習会のお知らせ

○林業種苗生産事業者について

林業種苗法において指定された8樹種（すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ、りゅうきゅうまつ）について、林業用※1に種子や苗木を生産し、配布を行なう※2には、有償・無償、個人・法人を問わず法律に基づく「生産事業者」の県知事登録が必要となります。

※1 林業用以外の用途（例えば庭園樹用）で使用する場合は適用外です。

※2 自己の造林に用いるためだけに種苗を生産する場合は適用外です。

○「生産事業者」として登録を受けるためには・・・

本講習会の課程を修了することが必要です。

令和8年度の講習会を下記のとおり開催しますので、受講を希望される方は、受講申込書に必要事項を記入の上、手数料を添えて県の地域振興局林業振興課に提出してください。

1 開催日時	令和8年8月28日（金） 午前10時から午後5時まで
2 開催場所	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎 404 会議室 （駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください）
3 対象者	新潟県内に住所を有している次の方 (1) 林業用種苗の生産事業を行おうとする者 (2) 林業用種苗の生産に従事している者または従事しようとする者
4 講習内容及び講習時間	(1) 種苗に関する法令 2時間 (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間 (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
5 受講申込	(1) 申込方法 ア 新潟県電子申請システムによる方法 ・同システムにおいて、「林業種苗生産事業者講習会」で検索のうえ、「生産事業者講習会申込書」等に必要事項を入力・添付するとともに、電子決済により受講手数料14,000円を支払い申請してください。 イ 申込用紙の提出による方法 ・金融機関窓口において、記入式納付書により現金で受講手数料14,000円を納付後、「生産事業者講習会申込書」に納付済証を添付して、提出してください。 (2) 申込期限 令和8年8月14日（金）（イの方法による場合は必着） (3) 申込先 申込者の住所を所管する県の地域振興局林業振興課
6 その他	(1) 講習会の課程を修了した方には、「生産事業者講習修了証明書」を交付します。 (2) 生産事業者の登録を受けるためには、別に定める登録申請が必要となります。 なお、この際手数料6,400円が必要です。 (3) 受講にあたって、体調がすぐれない場合はマスクを着用するか、受講を控えるようお願いします。当日、会場にお越しいただいた場合でも受講をお断りすることがあります。 (4) 一旦納付された手数料は、返還いたしません。

受講申込書は地域振興局林業振興課に備えてありますが県ホームページからもダウンロードできます。

●お問い合わせ先

地域振興局林業振興課 または

県庁治山課緑化係（電話 025-280-5332）